

議 事 日 程

令和5年第3回浜中町議会定例会

令和5年9月7日午前10時開議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2	議案第78号	令和5年度浜中町一般会計補正予算（第4号）
日程第 3	議案第79号	令和5年度浜中町介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第 4	議案第80号	令和5年度浜中診療所特別会計補正予算（第2号）
日程第 5	議案第81号	令和5年度浜中町下水道事業会計補正予算（第1号）
日程第 6	議案第82号	令和4年度浜中町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
日程第 7	議案第83号	浜中町教育委員会委員の任命同意について
日程第 8	議案第84号	人権擁護委員の候補者の推薦について
日程第 9	認 定 第 1 号	令和4年度浜中町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第10	認 定 第 2 号	令和4年度浜中町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第11	認 定 第 3 号	令和4年度浜中町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第12	認 定 第 4 号	令和4年度浜中町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第13	認 定 第 5 号	令和4年度浜中診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第14	認 定 第 6 号	令和4年度浜中町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第15	認 定 第 7 号	令和4年度浜中町水道事業会計決算の認定について
日程第16	報告第10号	令和4年度浜中町財政健全化判断比率の報告について
日程第17	報告第11号	令和4年度浜中町公営企業資金不足比率の報告について

日程第 1 8		議員の派遣について
日程第 1 9		閉会中の継続調査の申し出について (総務経済常任委員会・社会文教常任委員会・広報公聴常 任委員会・議会運営委員会)

開 議 宣 告

○議長（落合俊雄君） 前日に引き続き、会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（落合俊雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、前日同様であります。

日程第2 議案第78号 令和5年度浜中町一般会計補正予算（第4号）

○議長（落合俊雄君） 日程第2、議案第78号の質疑を続けます。
6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） それではまず、20ページの庁舎管理に要する経費の修繕料24万2000円についてです。

これにつきましては外部キュービクルの補修ということでしたけれども、どのような保守が必要になったのか、ご説明をいただきたいと思います。

次に、その下の電算システムに要する経費の委託料及びその下の負担金についてです。

個人情報保護制度運用支援委託料は、当初予算が350万9000円で、当初予算のときには今年度で2年目の委託料だという説明がございました。今回、ここから負担金ということで286万円が組替えになっております。

昨年度、ほぼ同額で300万円強の予算で委託料を踏っていたものを負担金に切り替えるということで、64万9000円の委託料が残るわけですけれども、その委託内容等を説明していただきたいです。

その下の道自治体情報システム協議会負担金へ組み替えたということでもあります。説明では、L o G oチャット導入等ということでありましたけれども、初めて聞いた言葉で、L o G oチャットという用語は何かなと思って調べましたら、自治体といいますか、行政関連の情報交換のツールであるというおおよその理解をしました。ただ、これを導入することによってどういう利便性が図れるのでしょうか。多分、業務の効率化等が図られるのだと思うのですけれども、どういう効率化が図られるのか、それを示していただければ分かりやすいかなと思いますので、ご説明をいただきたいと思います。

次に、24ページからになるのですが、農業者の後継者就業交付金についてです。

今補正で新規に5名の12か月分の300万円という予算です。農業に関してはま

って5人という交付金の利用は初めてかなと思うので、大変いいことだなと思っているのですが、新規5名の方の地区、例えば、学業を終えて、家に帰ってきて後を継いだのか、あるいは、Uターンということもあるのかなと思いますので、その詳細を説明していただければと思います。

次に、28ページの漁業後継者のほうです。

先ほどの農業後継者の5名については12か月分ということで、満額65万円の5人分ということでしたが、漁業の方は新規1名で9か月分という予算計上になっているのです。農業のほうは1年間で、漁業のほうは9か月というのはどういうことなのか、ご説明ください。

次に、その下の下の下の商工振興に要する経費のうち、負担金155万円の増額についてです。

事前説明ですと、跡見学園が当初2名の予定だったものが1名増えて、その方の分の宿泊等の支援だということで、それは分かるのですが、もう一点、新規就業体験受入れ分として150万円とあります。新規就業体験受入れというのは、多分、財政課長の捕捉説明であったのかなと思うのですが、どこが実施する事業で、どこに対して補助があって、どのような業種の就業を体験してもらうのかを説明していただければと思います。

次に、30ページですが、28ページからの中山間活性化施設に要する経費の会計年度任用職員報酬の増額29万円についてです。

補足説明では、これまで時間給だった方が日給になった、それによる増額であるということでした。当初では、事務職員が2名、芝刈りの方が1名、パートが2名ということで、610万円程度の当初予算でしたけれども、ここで言う雇用形態が変わった方というのはどういう業務に携わるようになったのかも含め、説明してください。

次に、その下の港湾整備に要する経費の修繕料84万7000円についてです。

当初予算が57万8000円で、今回、不足分ということで、新たな修繕ではないのか、要は、修繕の内容が変わったわけではなく、単純に経費等が増額になったと理解しているのですが、どのような修繕に84万7000円という補正が必要になったのか、ご説明ください。

次に、中学校管理に要する経費についてです。

昨日もありました茶内中学校のトイレ改修ということで、おおよそ理解はしています。冬休みの期間を利用して行うようですが、何せ120日という工期ということでありました。ですから、当然、休み明けも工事は終わっていないのだらうと思います。

問題は、その間のトイレの利用です。小学校の場合は、外に仮設トイレを置いたということがありますが、冬場の工事期間中のトイレ利用はどのように考えておられるのか、もっと言ってしまえば、何か所もトイレ改修があるわけですが、できるのであれば、どこか1か所を集中的に終わらせてしまって、冬期間はそこのトイレを使用して

くださいということのほうが子どもたちにとっても利便性がいいのかなと思うので、その考え方を伺っておきます。

次に、32ページの給食センターに要する経費の修繕料71万9000円についてですが、この修繕内容をご説明していただければと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（落合俊雄君） 総務課長。

○総務課長（赤石俊行君） それでは、議案20ページの庁舎管理に要する経費と電算システムに要する経費についてお答え申し上げます。

まず、庁舎維持管理に要する経費、需用費の修繕料についてです。

この修繕料につきましては、庁舎の西面に設置してございます浄化槽の制御盤、外部キュービクルの塗装に係るものでございます。現在、このキュービクルがさびてきておりまして、このまま放置しておきますとかなり腐食が進んでまいるということで、ここで再塗装を施し、腐食の進行を止めるべく、塗装経費を計上させていただいております。

塗装処理が必要な面積については15平米、約4坪程度で、下地処理、さび止め処理で8万2500円、塗装経費で8万2500円、足場諸経費等で5万5000円、合計22万円で、税込24万円での補正をお願いするものでございます。

続きまして、電算システムに要する経費についてです。

当初は305万9000円でしたが、今回、286万円に組替えをさせていただくということで、残り64万9000円に関しては、新個人情報ウェブシステムの導入ということで、令和3年度にデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に係る法律が公布されたことで、個人情報保護に関する法律が改正されました。それにより、本町の個人情報に係る条例も大きく改正されたということで、本年の3月定例議会で議決をいただいております。

その関係で、1000件以上のデータがある場合には個人情報ファイル簿をつくって管理していかなければなりません。その管理費用に対して64万9000円がかかりまして、それが今回の280万円以外の64万9000円という費用でございます。

次に、L o G oチャットの関係です。

これは庁舎内において職員同士が情報共有するための主に業務連絡に用いるツールでございます。本年度に入ってから試験的に活用を既に始めてございます。非常に効果的、効率的に業務が展開できるということで、今後、本格的に導入をさせていただきたいということで計上させていただいております。

これは、PDFのほか、ワードやエクセルのやり取りができて、一回一回、ペーパーを持っていき、お互いに確認し合うというようなこともスマートフォンやパソコンで行えますし、添削もできるということで、業務を行うに当たっては非常に効果的です。さらには、セキュリティー面においても非常に評価できるというものでございます。

これまでも業務連絡についてはLINEや何かでやり取りしていたのですが、L

LINEについては、個人のスマートフォンで使うものですから、セキュリティー面や情報漏えいの心配もございました。ですから、プライベートについてはLINE、仕事に使うものについてはLoGoチャットとしっかり区別をしながら、個人情報の保護にも対応していきたいと考えております。

自治体向けに特化したビジネスチャットツールとして、現在、全国の1718市町村のうち、1211団体、3分の2程度で導入しているということで、釧路管内では既に釧路町、白糠町、鶴井村が始めております。今回、浜中町も始めたいと考えておりますが、これで根室管内については1市4町村となります。

セキュリティー面が非常に強化されたツールでございますので、今後、本格的に本町でも導入していきたいということです。

○議長（落合俊雄君） 農林課長。

○農林課長（渡邊馨君） まず、24ページ下段から26ページにまたがる農林水産業費、農業費、農業振興費の就業交付金についてお答えします。

まず、人数からご説明いたします。

当初予算では、継続者2名分に新規申込者1名分の合計180万円を計上しておりました。このたび、新規申込者が6名おり、補正につきましては不足分5名の300万円の計上となっております。

その内容ですが、6名のうち、学卒者4名で、年齢は19歳から22歳、Uターン者は2名で、20歳と38歳です。

地区についてですが、西円朱別が2名、東円朱別、茶内、姉別、熊牛が各1名ずつとなっております。

○議長（落合俊雄君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） 28ページの後継者就業交付金の45万円についてご説明申し上げます。

こちらの方は7月にUターンで帰ってこられまして、7月から3月までの9か月分の補正をお願いしたものであります。

次に、30ページの港湾の修繕料についてご説明申し上げます。

令和5年6月2日に完了いたしました暮帰別マイナス1.5メートル物揚場道路工事により油が流出してしまい、港湾使用者の船舶に油が付着してしまったため、簡易舗装道路を剥がし、原状復旧を行う補修工事を行わせていただきました。

既定予算及び予算流用させていただき、予算の戻入れのための修繕料となります。

○議長（落合俊雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（久野義仁君） それではまず、28ページの商工振興に要する経費のうち、負担金、インターンシップ受入負担金の内容についてご説明申し上げます。

まず、議員からご質問があったとおり、このインターンシップを受ける負担金は、当初、跡見学園の受入れ負担ということで2名分を計上しておりましたが、最終的な選考で3名

に追加になったということで、1名分の5万円を措置させていただいたところであります。

次に、もう一つの就業体験の事業の内容についてご説明申し上げたいと思います。

この事業は経済産業省の所管する令和5年度地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業と申しまして、地方公共団体ではなく、民間事業者のみが事業主体として実施する事業であります。

なお、この民間事業者につきましては、株式会社地方創生推進協同機構でございます。

まず、本事業の主たる目的につきましては、地域における企業の人手不足、高齢化など、事業継続も含め、多くの問題を抱える地域事業者と、首都圏などで、移住や新規起業など、地方創生に意欲や興味のある人材をつなぐ、いわゆるプラットフォームの構築を目指しております。

本年度におきましては、公募により15名の参加者を募り、浜中町に滞在中、様々な農漁業をはじめとする様々な事業の体験をしていただくことになっております。また、町内参加者と町内事業者、さらには、各分野の第一線で活躍しておりますプロの人材による人材育成セミナーなども同時に開催しながら、参加者と町内事業者の双方のビジネスマッチングを試験的にさせていただきます。

なお、今後、本事業により、多様な人材と町内事業者とのマッチングにより地域企業の担い手確保、新規事業開発や事業継承など、地域経済の活性化、さらには、新産業の創出を生むことも町として期待しているところでございます。

いずれにいたしましても、町といたしましては、年々、地域事業者の減少、宿泊業、飲食業など、さらなる事業者の減少に歯止めが利かない状況にありますが、この事業を契機に、商工会、地元の金融機関、地域事業者と行政が連携しながら支援してまいりたいと考えております。

続きまして、30ページの中山間活性化施設管理に要する経費の内容についてご説明申し上げます。

まず、会計年度任用職員の報酬29万円の増の詳細についてです。

議員からご質問があったとおり、報酬につきましては、一般事務1名、施設作業員1名、パートタイム1名、新規募集1名の4名で当初予算措置をしていたところでございます。しかしながら、この4月、年度当初より1名の募集をしていたところ、募集がありませんでした。そこで、募集を再度かけ、最終的には8月1日から働いていただける方が見つかりました。その方に雇用形態のご相談をさせていただいたところ、時短ではなく、日給で働けるということでしたので、施設の作業員として日給で働いていただくこととしました。もう実際に業務に就いているのですけれども、今回はそういった組替えの差額分の補正となっております。

○議長（落合俊雄君） 建設課長。

○建設課長（渡部幸平君） 30ページの茶内中学校のトイレ改修工事の工事期間中のトイレの考え方のご質問にお答えいたします。

この工事の内容ですけれども、トイレの全面的なリフォームのほか、浄化槽を撤去して下水道につながりというものですので、議員がおっしゃるとおり、トイレの利用については配慮した工事を進めていくことが必要だと考えておりました。浄化槽を撤去している間は仮設トイレを置き、下水道の管路をつなぐような工事を先にやります。そして、トイレのリフォーム工事についてですが、生徒と職員のトイレのどちらかの改修を先に終え、下水道管につながりということを考えております。

現時点では、職員トイレのほうが個数は少ないので、そちらを先行してはどうかと建設課としては思っておりますけれども、いずれにしても工事受注になりましたら、トイレを利用できない期間を極力減らすような効率よい工程を組んで、その際、学校と受注者と協議しながら進めていきたいと考えております。

○議長（落合俊雄君） 給食センター所長。

○給食センター所長（春日良太君） それでは、32ページの給食センターに要する経費の修繕料の内訳についてご説明申し上げます。

今回の修繕は二つございます。

まず初めに、給食センター洗浄室内の壁の補修です。

学校給食の食缶を学校に配送するためのコンテナが洗浄室の一角にあるのですが、そのコンテナを洗浄し、乾燥室に送る場所の壁に防水塗装を施した石膏ボードを貼る仕様となっておりますが、今回、その壁にコンテナがぶつかることによって傷やへこみができ、防水塗装が剥がれ、そこに水が浸透し、腐食してぼろぼろになって穴が開いたものを修繕するものです。

今回の修繕方法は、穴が開いた壁を剥がし、石膏ボードを貼った後、高さ1.2メートルのステンレス板を設置し、今後の接触等による破損の対策をするもので、これについての金額は61万6000円となります。

次に、食材や調理器具を次亜塩素酸水で洗うための生成器、これはクリンスイという機械になりますが、この機械は次亜塩素酸水をつくるために食塩を使用しておりますが、今回、この食塩が結晶化し、ポンプ内で目詰まりを起こしたため、ポンプの交換が必要となったため、ポンプを交換するもので、これが10万2740円となります。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） まず、20ページの庁舎管理に要する経費についてです。

実は、今朝、見てきました。確かにひどい状態ですよ。単純に考えて、僅か3年余りでああいう状態になってしまうというのは、そもそも製品としてどうなのかと端的に思ったのです。これは不良品ではないのということです。

幾ら塩害があるといっても、僅か3年であのように塗装が浮いてきて、内部にさびが入ったわけですね。車の塗装とはもちろん違うのでしょうかけれども、車では絶対に考えられないような現象です。今回施す補修というのはそれに対処した補修になっているのでしょうか。

もう一つ、あのようなキュービクルはあそこだけなのか、例えば、この施設でほかにもあったとしたら、それらの状態はどうなのかもお聞きしたいと思いますが、取りあえず3年であの状態になるというのはまず考えられないかと単純に思いました。

十分にそれに対処した上での修繕になるのかですが、ということは、また3年後に同様の状態になることも十分に考えられるのかなと思うのですけれども、それはどう考えておられるのか、お聞きいたします。

次に、その下の情報セキュリティのことについてです。

ほぼ理解はしたのですけれども、今回、286万円を負担金に組み替えた中に情報セキュリティサポートサービス143万円というものが負担金の中に入っております。先ほど来言っていた残りの64万9000円についてですけれども、委託料として組まなければ、こちらのサポートサービスのほうではできないという判断で残すのだというお考えだということですね。

148万円の負担金を払ってやる中では、先ほど言った管理簿の対応ができないから委託料として残すのだということなのだろうと理解したのですけれども、ということは、次年度以降もこれは必要になってくるでしょうし、同様に、サポートサービスの148万円の予算も必要になってくるのですね。それならそれでそのように理解するからよろしいのですけれども、それについてお知らせください。

次に、28ページの商工振興に要する経費についてです。

インターンシップ受入負担金が計上されていて、先ほどの説明ですと、農漁業等も含めた就業体験をしてもらうための宿泊料の補助と理解しました。あくまでも民間事業者が国の補助を受けて実施する事業であって、ということは、例えば、農業であれば農協を通してどこかの受入れ先が決まっている、漁業のほうでも同様の措置がされているといえますか、そうしたことがちゃんと計画されていると理解するのですけれども、そういう考えでよろしいのでしょうか。そうであれば、農業体験が何名、漁業体験が何名、商工業体験が何名と示していただいたほうがより分かりやすいかなと思います。

次に、若干関連になってしまうのですけれども、先日、ホームページを見ておりましたら、国の補助事業の一環として、浜中町では、求人募集をかけるに当たって、国の補助制度がありますよということで募集をかけておりました。正直、あまり詳しく内容を把握していないのですけれども、この周知方法というのはホームページだけなのか、それとも、各産業団体や企業を含め、周知されているのでしょうか。また、現在で応募があるのであれば示していただければと思います。あわせて、どういう事業なのか、分かりやすく説明していただければと思います。

○議長（落合俊雄君） 総務課長。

○総務課長（赤石俊行君） 議案20ページの庁舎維持管理に要する経費についてお答え申し上げます。

この外部キュービクルにつきましては、海からの潮風による塩害ではないかなというふ

うに思っております。令和2年に供用開始してから3年程度でこのような状況になっているわけですが、非常に潮風が強いせいなのかなと考えております。

キュービクルについては、あそこの部分1か所のみということでございますけれども、自然との闘いがございます、今後、こういったような状況になるかはやってみなければ分からないところもありますし、不良品だと私どもは思っておりません。

今回、新たにさび止め処理をさせていただいた上で塗装処理をしたいと思っておりますが、さび止めにはエポキシ樹脂という特殊な樹脂を使います。この樹脂につきましては、熱硬化性樹脂ということで、耐水性、耐油性があり、油にも強く、電気を通さないという非常に強い特別なもので、接着剤としても使われております。家電製品や船舶、あるいは、釣りざおなんかにも使われる非常に塩にも強い樹脂の加工をさせていただきます。

この樹脂の耐久性について、はっきりしたことは言えないのですが、例えば、原爆ドームの保存工事やなんかにも使われておりました、それを塗装してから30年間、十分に強度を保っている、発揮しているといった一定の報告も上がってございまして、そうした強力な樹脂を用いたいと考えてございまして、本施設も長もちすることを願っているところでございます。

次に、電算システムに要する経費についてです。

今回、305万9000円のうち、286万円を組み替えさせていただいて、残った64万9000円については、引き続き、去年と同じ業者に委託していただかなければならないため、この部分は委託料に残るということでございます。

当初、この部分は全て委託業者をお願いしようかなということで予算を組ませていただいたのですが、町が加入する自治体情報システム協議会で今年に入ってから情報セキュリティのサポートサービスを使えるということになりまして、それであれば負担金ということになりますので、振り替えさせていただきました。

○議長（落合俊雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（久野義仁君） 28ページの事業について再度のご質問がありましたので、お答え申し上げたいと思います。

まず、今回、12月の下旬に滞在していただく職業体験ですが、漁協、農協というよりは、水産業に関しましては、浜中養殖ウニを中心に、ウニむき体験を町内事業者をお願いしているのですが、実際に船で行って、養殖の現場を見てもらい、ウニむきの体験などをさせていただきます。また、農業であると、研修牧場で実際に酪農現場を見ていただくほか、チーズづくりなど、浜中町の産業をしっかりと体験していただこうと考えております。その後、この期間中、町内の多くの事業者と交流を深めるために交流会などを開いて、たくさんの情報をその方たちから収集するといった機会も設けます。

今、首都圏などで地方創生に意欲がある方はたくさんいらっしゃいまして、北海道に移住してきたい、北海道で仕事をしたいという声がたくさんあります。そういった本気で浜中町で就職、移住、定住、そして起業したいという方をしっかりつかんでいくことがメ

インです。今までこういった事業は行政が積極的にやってこなかったところではあるのですが、地域で、地域の商工会、金融機関、多くの事業者にも理解していただきたいと思っております。

人材を確保するための打つ手がどこの事業者にもない状態ですが、その手助けを私たちがしていければなという思いで、今回、この事業に賛同しました。

なお、募集はこれからとなります。

次に、議員からホームページを見られて募集があったということについてですが、手を挙げていただく15事業者を募っています。当初の応募で町内の8事業者から手が挙がっていて、皆さんに何とかして人材が欲しいという切実な思いがあると考えております。これは15事業者が上限なものですから、もういっぱいになっていると思うのですが、その15事業者のところに来ていただいた方に多くを体験していただければと思っておりますし、そうした地域の事業者の切実な声を私たちが大事にしたいと考えています。

議員もよくおっしゃっていますが、飲食業や宿泊業は、今、非常に低迷しています。その一助になればなという思いでこの事業に賛同し、今回、一部負担金という形で事業者に補助金を出すということですが、やりっ放しではなく、今年は初年度ですけれども、2年後、3年後、最終的には地域の事業者がしっかりと人材を確保できるような体制をつくっていただきたいという考えを行政としては持っていますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） ほぼ理解いたしました。

しつこいようですが、20ページのキュービクルについてです。

ただ、何せ僅か3年弱です。それに、前回、庁舎の壁の亀裂ということもございました。それを今さらということはありませんけれども、一つ気になっているのが照明玄関の上の雨よけの横にあるはりの塗装で、数か所剥げているという状況があります。当然、承知しているとは思いますが、全て塩害でああいう状況になるかというのは甚だ疑問です。あのまま放置しておきますと、あそこもどんどん塗装が剥げていって、今ですと上を見なければ分からないのですが、その処理も考えなければならなくなるのだろうなと思うのです。

幾ら潮風で塩が付着したとしても、それにさびのところは掘れています。鉄の部分が腐食で掘れて、点々と掘れた跡が見えているわけです。今さらなのでしょうけれども、しっかりと対策した塗装を施すということでありました。

その上で一つ確認です。

エポキシの樹脂は、さびた部分だけに施すのではなく、全体の塗装を剥がした上で、全て処理し、塗装をかけるということですよ。そこまでやって24万2000円のできるのかということもあるのですが、そのことだけ答弁をいただきたいと思っております。

○議長（落合俊雄君） 総務課長。

○総務課長（赤石俊行君） ただいまの質問にお答えいたします。

議員が言われたとおり、エポキシ樹脂の塗装については、その部分だけやってもまた広がりますので、全体を下地処理し、その上で塗装をしたいと思っております。

○議長（落合俊雄君） 1番三上浅雄議員。

○1番（三上浅雄君） 1点だけです。

20ページのふるさと納税に要する経費のうち、ふるさと納税支援業務委託料についてです。

説明では、パンフレットの第2弾ということでした。今までのパンフレットを完全に刷新し、これとはまた全く別様式のものをつくるのでしょうか。類似するところは当然出てくるとは思いますけれども、26ページに私たちがつくっていますというページがありますよね。ここには浜中漁業協同組合などもあるのですけれども、写真だけなのです。

例えば、下にあるQRコードから動画が見られるようにするなど、そういうことはできるものなのでしょうか。今回は業者委託になっているのですけれども、課としてはこういうことをしたい、こういうことしたいと多分要望していると思うのですね。その中にそういうことがあるのか、お聞きします。

そして、総務省が10月1日ルールというものをつくりました。スマホで調べますと、熟成肉なんかは加工が市内事業者でも駄目だということですよ。それから、精米も駄目で、その2点だけであって、あとは手数料を50%に抑えるのを厳密化するというようなことが出てくるのですけれども、その説明をお願いします。

また、そのルールが10月1日からスタートしたら、うちの町の返礼品に影響が出るのでしょうか。

もう一つは、年度末から8月末現在のふるさと納税の推移です。

夏場ですから、やっぱりハーゲンダッツが人気なのかなと思いますけれども、品目の内訳が分かりましたら教えてください。

○議長（落合俊雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（久野義仁君） 数点にわたっての質問でございましたが、順にご答弁申し上げます。

まず、パンフレットについてですが、刷新ではなくて、2022年版、2023年版が実は刷新したものです。

今までのパンフレットより寄附者に多く手に取っていただきたいという思いで、昨年、補正予算の議決を議会でいただき、刷新させていただきました。皆さんには5月の臨時会の後にお配りしたと思うのですが、非常に好評でして、1万部つくったのですけれども、ほぼ在庫がなくなってしまいました。

全国の事業者に完成後にお配りしたのもあるのですが、すぐに皆さんが持って行ってしまって、在庫がない状態に近いということです。特に、浜中農協がソフトクリームを売り出してから、町外、道外の方が結構いらっしゃって、皆さんが持って行ってくれたのです。

そのようにパンフレットが非常に好評だったといいますか、想定外にパンフレットを消費してしまったということも一つの原因であります。

また、昨年から今年にかけての物価・燃油高騰の影響で、返礼品価格を各事業者が大幅に値上げしております。そのため、昨年につくったパンフレットの価格が現状と合っていないということもあります。しかし、正しい情報を寄附者に伝えなければならないわけで、それらを総合的に判断し、刷新というよりはグレードアップするということです。

今回、同じようなパンフレットをつくることになるとは思うのですが、前回よりも趣向を凝らし、事業者の思い、それから、我々の思いを込め、また、皆さんが楽しめるようなパンフレットができればいいなと思っています。

その中で、議員がおっしゃった動画についてです。

前回は、農業、漁業、観光の動画を手軽にスマホで見れるようなQRコードをつけさせていただきました。たくさんの浜中町を知らない方がこのパンフレットを見たとき、ただ写真だけを見るのではなく、浜中町の漁業の様子やもう少し深掘りできるような思いの詰まった動画などが見られるよう、このパンフレットにQRコードを載せることができればいいなと思っています。

思いばかりだとお金がどんどん上がってしまうので、どこまでができるかは分からないのですけれども、最大限の努力をしてみたいと思っております。

次に、3点目の総務省の通知の関係です。

本年6月27日に総務省から通知がございまして、返礼品の基本的な見直しが各市町村に通知されております。

まず、大きな部分で申し上げますと、議員からお話があったとおり、返礼品に係る費用の基準の5割ルールさらなる厳格化がなされております。

今までは、返礼品の5割に係る経費について、返礼品の調達価格、返礼品価格、送料、広告その他事務に係るものの総体が5割を超えてはいけませんよというルールで、それに従って私たちも皆さんからいただいた寄附金を大切に使ってまいりました。

しかし、今までふるさと納税に係る経費として見ていなかったものも総務省からかなり強く言われておりまして、例えば、ふるさと納税業務に係る私たちの人件費も費用に含めることとなります。それから、寄附後に発生する費用、例えば、寄附金控除を受けるために寄附金控除の受領書などを送付するのですが、そういった経費は今まで見なくてよかったのです。しかし、それも5割の中に含めることとなりました。今まで皆さんは網の目をくぐっていたと思うのですけれども、それも入れなければならないということです。

実は、浜中町は、それは真面目に守っていました。ですから、結論から言いますと、議員がご心配するような、それによって浜中町がこのルールを逸脱するようなことにならないかという懸念はございません。

ルールが変われど、私たちは国から示されたルールは今後もしっかり守っていきます。ただ、その調査はかなり厳格化されると思います。都度、点検作業はしようと思っていま

すが、今後ともしっかりと守っていきたいと思っています。

次に、原産地基準についてです。

先ほど議員もおっしゃられましたが、熟成肉と精米の2点が今回厳しく制限されます。簡単に言うと、熟成肉というのは、例えば、その地域で肥育されていない牛肉を持ってきて、そこで一定期間熟成し、我がまちの返礼品ですよというのは駄目だとなります。もっと言いますと、浜中町がオーストラリアから肉を仕入れて熟成し、浜中町産熟成肉と言う返礼品は駄目だということです。

そして、精米も同様です。例えば、秋田県から米を仕入れ、それをここで精米し、浜中町産〇〇米とするというのはオーケーですということも外されております。

ただ、熟成肉も精米も私たちのところにはございません。唯一、肉についてはスターゼンという会社が東にあるのですが、そこで用いているのは浜中町で肥育された牛肉です。これは返礼品として出すことができますので、ルール上は全く問題ないということで、熟成肉に関する基準はクリアできている状況です。

ですから、原産地基準のルール変更の影響は受けないと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

次に、3点目の現在の寄附金の状況でございます。

昨年、最終的に10億4600万円ということで、3億円近い寄附額の増を達成したところでありますが、今年度もさらなる寄附額増加に向けた取組を行っており、例えば、ポータルサイトを増やし、さらに周知したということがございます。それから、今年の秋にも様々なイベントに出展いたします。事業者の取組がやはり一番大きいのですけれども、そういったことで今年度の寄附額も増加傾向にあります。

議員から、8月末の推移についてのご質問がありましたので、昨年の8月末と今年の8月末の対比でご説明申し上げたいと思います。

まず、昨年の8月末が1万2170件で、本年8月末で1万9973件でして、7803件の増です。また、寄附額は、昨年の8月末で2億25万6000円で、今年の8月末で3億2675万6000円でして、1億2650万円程度の増で今のところは推移しております。

今年、ポータルサイトを13サイトに増やしており、そのサイトからの寄附も好調です。先ほど総務省の経費の変更の話をしていただきましたが、あまり過剰に経費もかけず、しっかりと寄附を募っていければと思っていますので、そういったご理解をいただければと思います。

品目につきましては、議員がおっしゃったとおり、ハーゲンダッツがどうしても主力になってしまいます。割合で申し上げますと、今年は85%ぐらいがハーゲンダッツで、残りの15%が海産物となっております。

○議長（落合俊雄君） 1番三上浅雄議員。

○1番（三上浅雄君） パンフレットは、全部変えるのではなく、それを利用した中で新

しいものを取り入れていくということでした。QRコード、それから、動画についてはこれから考えられるということですね。

2点目の10月1日ルールも理解できました。うちの町ではそういうものを扱っていないし、50%の厳密化をされても特段影響は受けないのも理解できました。

そして、夏場ですので、やっぱりハーゲンダッツが多いのですね。前から乳製品が多かったのですけれども、8割近くということですね。漁協からもいろいろなものを出すのですけれども、いかんせん、今の漁業環境の変化についていけないといいますか、加工するにも何するにも原材料の確保ができないような状態であります。

新しい返礼品の開発といっても、例えば、去年、トキシラズの鮭フレークをつくりましたよね。でも、今年のトキシラズは全くの不漁なのです。定置でも何でも飛んでもない高値です。1キログラム2万円とかで、そんな値段のものを加工フレークなんかにはできるわけがなくて、こういうふうに取れるものも変化してきているのです。加工となると、変な話、高級なものではなく、手ごろな値段で販売できるものがあるのですが、そういうものが今は見当たらないような状況です。

ホタテを若干ちょしていますよね。ここでは別に中国に輸出するわけではないから関係ないと思うのですけれども、ALPS処理水の問題もあり、いろいろな面で漁業界に影響してくるのだろうなと思います。貝類は、特別、ALPS処理水を嫌うといいますか、貝類ではかなりの影響が出るのかなということは心配しています。

ただ、商工観光でふるさと納税の寄附金を一生懸命伸ばす努力をしているということは十分に理解しました。ルールに従って、これからもやってほしいことをお願いします。

○議長（落合俊雄君） 4番三膳時子議員。

○4番（三膳時子君） 1点だけお聞きしたいと思います。

15ページの歳入の寄附金なのですが、説明では3件分とありました。その詳細を説明していただきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 総務課長。

○総務課長（赤石俊行君） 議案の15ページから16ページにかけての一般寄附についてお答えをいたします。

この寄附につきましては、本年4月から現在までで3件の皆様から寄附をいただいております。5月に高部電気様、6月には厚浜木材加工協同組合様、そして、株式会社開発工営社様からということで、合計で3団体から240万円の一般寄附があったものでございます。

○議長（落合俊雄君） 4番三膳時子議員。

○4番（三膳時子君） 一般家庭というのですか、私たちにしてみれば、寄附金をいただいて何で補正するのかなと思ったものですから、今日の質問になりました。

○議長（落合俊雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） これで質疑を終わります。

これから議案第78号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第78号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第79号 令和5年度浜中町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（落合俊雄君） 日程第3、議案第79号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第79号令和5年度浜中町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案の理由をご説明申し上げます。

このたびは、令和4年度介護給付費等の確定に伴う国庫負担金等の精算について補正をお願いするものであります。

補正の内容を申し上げますと、歳出では、5款諸支出金、国庫支出金等返還金で、介護給付費負担金等の前年度精算により、国庫負担金補助等返還金236万4000円の増となります。

一方、歳入につきましては、7款繰越金、前年度剰余金236万4000円を追加し、収支の均衡を図ろうとするものであります。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は4億9571万8000円となります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） これから議案第79号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第79号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第79号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第80号 令和5年度浜中診療所特別会計補正予算(第2号)

○議長(落合俊雄君) 日程第4、議案第80号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第80号令和5年度浜中診療所特別会計補正予算(第2号)について、提案の理由をご説明申し上げます。

このたびは、過疎債一時同意額の減額による財源調整や床暖房自動制御機器修繕などについて補正をお願いするものであります。

補正の内容を申し上げますと、歳出では、1款総務費、浜中診療所管理に要する経費で、床暖房自動制御機器の修繕に伴う修繕料20万1000円の追加、床暖房システム調整に係る手数料9万9000円の追加、衣類乾燥機故障による買換えで、施設用備品購入5万9000円の追加により35万9000円の追加、浜中診療所運営に要する経費では、医師増員による各種医師会への負担金4万円を追加、一方、歳入につきましては、5款繰越金で、前年度繰越金926万9000円の追加、7款町債では、施設改修事業債820万円の減、医療機器整備事業債70万円を減額しようとするものであります。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は3億7143万2000円となります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(落合俊雄君) これから議案第80号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

6番田甫哲朗議員。

○6番(田甫哲朗君) 52ページの修繕料についてです。

床暖房自動制御機器の補修ということで20万1000円の補正であります。

診療所は全館床暖房によって暖房が賄われているものと思うのですが、自動制御というからにはもちろん自動で制御するのでしょうか、どのような不具合が生じていたのか、そして、それを補修する上で、全館だと多分20万円では済まないのか、どこかの部分なのかなと思うのですが、その内容をもう少し分かりやすく説明していただければと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長(落合俊雄君) 診療所事務長。

○診療所事務長（中山正教君） お答えいたします。

診療所の暖房設備は、今おっしゃられたとおり、全室電気による床暖房と一部蓄熱暖房器を併用して稼働させております。

私が着任したのが令和元年度ですが、そのときから温度が上がらない部屋と温度が上がり過ぎる部屋がありました。常時使用する部屋ではなかったのですが、そのままにして少し様子を見ていたのですが、このたび、コロナ禍でその部屋を使うことになりまして、昨年度、予算措置し、暖房取扱業者に調査依頼をしたところ、電気監視装置の中にヒーター制御用接点開閉器というマグネットスイッチみたいなものに故障があると指摘をされました。そして、その開閉器を取り替えることによって改善されるのではないかということになっております。

手数料で9万9000円を見ております。修繕する業者は電気事業者が行えるのですが、札幌から暖房機を設置した業者を呼んで温度設定や調整をしていただくことになっております。

なお、診療所にマニュアルが存在しておらず、その使い方も含め、業者から指導を受けてこれから管理していこうと考えております。

○議長（落合俊雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） これで質疑を終わります。

これから議案第80号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第80号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第81号 令和5年度浜中町下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（落合俊雄君） 日程第5、議案第81号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第81号令和5年度浜中町水道事業会計補正予算（第1号）について、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書61ページの予算説明資料をお開きください。

このたびの補正は修繕料などの予算不足によるもので、収益的収入で、1款下水道事業収益2項営業外収益は、一般会計補助金377万9000円を追加するものです。

収益的支出で、2款下水道事業費用1項営業費用1目管渠費212万2000円の追加は、新川マンホールポンプ場のポンプ修繕によるもの、3目総係費7万3000円の追加は下水道事業会計引継書などの印刷製本によるもの、5目資産減耗費7万9000円の増額は工具器具及び備品の除却によるもの、3項特別損失3目その他特別損失151万5000円の追加は、令和4年度の消費税額が確定したことにより、不足額を追加するものです。

53ページにお戻りください。

議案第2条収益的収入及び支出の補正後の予定額は、それぞれ377万9000円を追加し、4億898万7000円となります。

61ページにお進みください。

資本的収入で、3款資本的収入165万4000円の追加は、一般会計補助金165万4000円を追加するもの、資本的支出で、4款資本的支出165万4000円の増額は、霧多布クリーンセンターの器具である高度計と蒸留水製造装置が故障したため、更新するものであります。

53ページにお戻りください。

議案第3条資本的収入及び支出で、補正後の資本的収入の予定額は1億1196万9000円、資本的支出は2億1021万3000円に改め、議案第4条特例的収入及び支出で、令和4年度下水道事業特別会計の打切決算により金額が確定したことから、予算第4条の2に定めた当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払い金の金額を723万2000円及び577万2000円に改めようとするものであります。

次に、54ページをお開きください。

議案第5条の予算第8条に定めた他会計からの補助金は、2億3762万2000円に改めようとするものであります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） これから議案第81号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第81号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第81号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第82号 令和4年度浜中町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

○議長(落合俊雄君) 日程第6、議案第82号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第82号令和4年度浜中町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定により、未処分利益剰余金の処分については議会の議決が必要とされているものであります。

令和4年度の未処分利益剰余金2063万8580円の内容につきまして、当期純利益のほか、企業債償還の一部財源として減債積立金を取り崩したことにより発生するその他の未処分利益剰余金変動額であります。

なお、この処分につきましては、減債積立金1063万8580円、自己資本金に1000万円をそれぞれ積み立てるものであります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(落合俊雄君) これから議案第82号の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 質疑なしと認めます。

これから議案第82号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 討論なしと認めます。

これから議案第82号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第83号 浜中町教育委員会委員の任命同意について

○議長（落合俊雄君） 日程第7、議案第83号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第83号浜中町教育委員会委員の任命同意について、提案の理由をご説明申し上げます。

現教育委員の天間館りゆう子氏におかれましては、令和5年9月30日をもってご勇退されることから、このたび、新たに教育委員会委員として中尾美奈氏を任命いたしたく、ご提案した次第であります。

同氏は、ご経歴の示すとおり、人格、識見に優れ、教育委員として最適任と認めるところであり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をいただきたく、提案した次第であります。

なお、任期は令和5年10月1日から令和9年9月30日までの4年間となりますので、よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） お諮りします。

本案は、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから議案第83号を採決します。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（落合俊雄君） ただいまの出席議員は9人です。

投票用紙を配ります。

なお、指示があるまで記入せず、お待ち願います。

（投票用紙配付）

○議長（落合俊雄君） 投票用紙の配付漏れを確認します。

配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

（投票箱点検）

○議長（落合俊雄君） 異状なしと認めます。

念のため、申し上げます。

任命を可とする方は賛成と、否とする方は反対と記載して投票願います。

なお、重ねて申し上げます。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により、否とみなします。

ただいまから投票用紙への記入をお願いします。

記入が済み次第、1番議員より、順次、投票願います。

(投票)

○議長(落合俊雄君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

開票に当たり、会議規則第32条の規定により、立会人に1番三上浅雄議員、2番渡邊秀治議員を指名します。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 異議なしと認めます。

よって、両議員の立会いを願います。

(開票)

○議長(落合俊雄君) 投票の結果を報告します。

投票総数9票、これは出席議員数に符合しております。

有効投票9票、無効投票0票です。

有効投票のうち、賛成9票、反対0票。

以上のおおり、全員賛成であります。

したがって、議案第83号は任命に同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

日程第8 議案第84号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長(落合俊雄君) 日程第8、議案第84号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第84号人権擁護委員の候補者の推薦について、提案の理由をご説明申し上げます。

本町の人権擁護委員は、天間館りゆう子氏、佐々木栄氏、山口寿宏氏の3名であります

が、このうち、山口寿宏氏が本年12月31日をもって任期満了となることから、釧路地方法務局長から委嘱に伴う候補者の推薦依頼がありました。

山口寿宏氏は、平成30年1月に委嘱されて以来、今日まで優れた活動実績を残されており、また、人格、見識ともに優れ、広く社会の実情に通じ、人権擁護委員として最適任と判断されますので、引き続き法務大臣に推薦いたしたく、ここに人権擁護委員法第60条第3項の規定により、議会の意見をいただきたく、提案した次第であります。

なお、任期は令和6年1月1日から令和8年12月31日までの3年間となりますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） お諮りします。

本案は、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから議案第84号を採決します。

お諮りします。

本案は適任と認めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第84号は適任と認めることに決定しました。

日程第9 認定第1号 令和4年度浜中町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第10 認定第2号 令和4年度浜中町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第11 認定第3号 令和4年度浜中町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第12 認定第4号 令和4年度浜中町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第13 認定第5号 令和4年度浜中診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第14 認定第6号 令和4年度浜中町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第15 認定第7号 令和4年度浜中町水道事業会計決算の認定について

○議長（落合俊雄君） 日程第9、認定第1号、ないし、日程第15、認定第7号は関連がありますので、一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 認定第1号から認定第7号までの7案件につきまして、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項及び第5項では、各会計決算について、監査委員の意見をつけて議会の認定に付さなければならないと規定されていることから、このたび、同法の規定により、議会の認定に付すべく、ご提案を申し上げた次第であります。

令和4年度各会計の決算につきましては、7月13日付で監査委員に提出し、8月24日付で審査意見書の提出をいただいております。

また、水道事業会計決算につきましては、地方公営企業法第30条第4項で監査委員の意見をつけて議会の認定に付さなければならないと規定されていることから、議会の認定に付すべく提案するもので、5月26日付で監査委員に提出し、6月30日付で審査意見書の提出をいただいております。

認定第1号の一般会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額9億6,760万8,652円、歳出総額9億5,603万5,500円で、歳入歳出差引きは1億1,575万5,976円の黒字決算となります。

認定第2号の国民健康保険特別会計は、歳入総額1億1,887万3,100円、歳出総額1億1,085万4,307円、歳入歳出差引きは801万8,793円の黒字決算となります。

認定第3号の後期高齢者医療特別会計は、歳入総額7,447万4,183円、歳出総額7,363万6,663円、歳入歳出差引きは84万3,520円の黒字決算となります。

認定第4号の介護保険特別会計は、歳入総額4億9,534万8,801円、歳出総額4億7,756万4,380円、歳入歳出差引きは1,778万4,421円の黒字決算となります。

認定第5号の浜中診療所特別会計は、歳入総額2億9,476万4,876円、歳出総額2億8,084万6,877円、歳入歳出差引きは1,391万8,999円の黒字決算となります。

認定第6号の下水道事業特別会計は、歳入総額3億9,941万9,164円、歳出総額3億9,122万4,501円、歳入歳出差引きは819万4,663円の黒字決算となります。

認定第7号の水道事業会計は、収益的収支につきましては、収入の営業収益は1億1,604万5,397円、営業外収益は808万1,466円で、収入総額は1億9,686万6,550円、支出の営業費用は1億7,823万6,918円、営業外費用は798万4,567円で、支出総額は1億8,622万1,485円で、1,063万8,580円の当期純利益を生じる決算となりました。

この利益剰余金につきましては、全額を減債積立金として、令和4年分として取り崩した減債積立金1,000万円は、その他の未処分利益剰余金変動額となることから、組入資本金として処分いたします。

資本的収支につきましては、収入総額は5,491万9,794円、支出総額は9,416万9,505円で、収入総額が支出総額に対し不足する額3,924万9,711円は、減債積立

金1000万円、過年度分損益勘定留保資金2924万9711円で補填いたしました。

以上、各会計の決算状況を申し上げましたが、令和4年度は、前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症や国際情勢の影響により、地域経済が非常に厳しい状況であった中、行財政の運営に当たりましては常に危機感を持ちながら当面する事業の執行に万全を期してまいりました。

今後とも、町政運営につきましては、まちづくりの基本テーマの下、町民の皆様との対話を大切に、地域とともに個性豊かな活力ある将来の展望を切り開くべく、産業基盤、生活環境、福祉、教育文化等の整備、充実に力を注ぎ、安全で快適なまちづくりを推し進める所存であります。

日頃より、町政執行に際しましては、議員各位のご理解とご協力に深く感謝を申し上げますとともに、今後とも、本町の経済活性化と活気のあるまちづくりに向け、積極的かつ効率的な行財政の運営に努めてまいりますので、よろしくご審議、認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） お諮りします。

ただいま提案されました認定第1号ないし認定第7号は、9人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに審査の付託をし、閉会中の継続審査にしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号ないし認定第7号については、9人の委員によって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに審査の付託をし、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第6条の規定により、議長において、1番三上浅雄議員、2番渡邊秀治議員、3番國井葵議員、4番三膳時子議員、5番川村義春議員、6番田甫哲朗議員、7番渡部貴士議員、8番谷村敦議員、9番成田良雄議員を指名したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した9人の議員を決算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

次に、この委員会には地方自治法第98条第1項の権限を委任したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本件はそのように決定しました。

日程第 16 報告第 10 号 令和 4 年度浜中町財政健全化判断比率の報告について

○議長（落合俊雄君） 日程第 16、報告第 10 号を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 報告第 10 号令和 4 年度浜中町財政健全化判断比率の報告について、提案の理由をご説明申し上げます。

平成 21 年 4 月から全面施行された地方公共団体の財政の健全化に関する法律では、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表制度が設けられました。これにより、当該比率に応じて財政の早期健全化及び再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定し、財政運営について外部監査を求めるなど、当該地方公共団体の財政の健全化に資することが目的とされております。

本町の令和 4 年度財政健全化判断比率につきましては、普通会計の実質赤字比率及び全会計を対象とした連結実質赤字比率は、先ほど決算の認定でご説明申し上げましたとおり、一般会計を含む全会計が黒字決算となっております。

次に、一般会計等の元利償還金等の標準財政規模に対する割合を示す実質公債費比率につきましては 11.5%、一般会計等が将来負担すべき実質的な負担の標準的財政規模に対する割合を示す将来負担比率につきましては 67.4%と、いずれも早期健全化基準の割合を下回っております。

本町における実質公債費比率につきましては、平成 18 年度から 7 か年計画の公債費負担適正化計画に基づき、平成 24 年度に 13%台の比率になるよう計画の推進に努め、平成 23 年度においてその目標を達成し、以降、順調に改善してきたところであります。

令和 4 年度におきましては、前年度と比較しますと 0.7 ポイント悪化しており、主な要因は、近年の大型事業に対する地方債償還額が増加したことによるものであります。このことから、今後においても、事業の厳正な精査を行い、改善に取り組む所存であります。

なお、お示した比率は、いずれも早期健全化基準の範囲内ではあるものの、本町は地方交付税が依存財源の主軸となっていることから、今後も、財政の健全化に向けた政策を基本とし、財政運営を進めてまいります。

ここに、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、監査委員の意見書を付して報告する次第であります。

○議長（落合俊雄君） これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

日程第 17 報告第 11 号 令和 4 年度浜中町公営企業資金不足比率の報告について

○議長（落合俊雄君） 日程第 17、報告第 11 号を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 報告第 11 号令和 4 年度浜中町公営企業資金不足比率の報告について、提案の理由をご説明申し上げます。

本案の資金不足比率につきましては、資金不足額が事業の規模に対する割合を示すもので、令和 4 年度決算における地方公営企業法の適用企業である水道事業会計及び同法非適用事業である下水道事業特別会計のいずれも資金不足の状態にはなく、資金不足比率は生じておりません。

なお、資金不足比率の経営健全化基準は 20%であります。

ここに、地方公共企業団体の財政の健全化に関する法律第 2 条第 1 項の規定に基づき、監査委員の意見書を付して報告する次第であります。

○議長（落合俊雄君） これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

日程第 18 議員の派遣について

○議長（落合俊雄君） 日程第 18、議員の派遣についてを議題とします。

釧路町村議会議長会主催による議員研修会に議員を派遣することにしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、会議規則第 120 条の規定によって、議員を派遣することに決定しました。

日程第 19 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（落合俊雄君） 日程第 19、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、目下委員会において調査中の事件について、会議規則第 75 条の規定によって、お手元にお配りした申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉 会 宣 告

○議長(落合俊雄君) お諮りします。

本定例会に付議された案件の審議は全部終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は閉会することに決定しました。

これをもって令和5年第3回浜中町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(閉会 午前11時45分)